

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者(地域内フィーダー系統)

令和6年度

市区町村	運行予定者名	運行系統名 (申請番号)	運行系統			系統 キロ程	計画 運行 日数	計画 運行 回数	再 編 特 例 措 置	地域内フィーダー系統の基準適合 (別表7及び別表9)			
			起点	経由地	終点					運行態様の 別	基準口で 該当する 要件	接続する補助対象 地域間幹線系統等 との接続確保策	基準二で該 当する要件 (別表7のみ)
おいらせ町	岩手県北自動車株式会社	(1) 北線	向山駅西口	イオンモール下田	おいらせ病院前	(往路) 27.0km	366日	183.0回		路線定期運行	①	地域間幹線系統である十和田観光電鉄の八戸線と、百石中央バス停にて接続	③
	岩手県北自動車株式会社	(2) 北線	向山駅西口	イオンモール下田	石田温泉病院前	(復路) 28.2km	243日	121.5回		路線定期運行	①	地域間幹線系統である十和田観光電鉄の八戸線と、百石中央バス停にて接続	③
	岩手県北自動車株式会社	(3) 市街地循環線	イオンモール下田	下田駅前・百石中央	イオンモール下田	(循環) 18.7km	366日	1,464.0回	○	路線定期運行	①	地域間幹線系統である十和田観光電鉄の八戸線と、百石中央バス停にて接続	
	岩手県北自動車株式会社	(4) 市街地循環線	イオンモール下田	下田駅前	イオンモール下田	(循環) 7.7km	366日	1,098.0回	○	路線定期運行	①	地域間幹線系統である十和田観光電鉄の八戸線と、下田駅前バス停にて接続	
	三八五交通株式会社 富岡良彦 有限会社円徳タクシー	(5) おいらバス			おいらせ町全域	往 km 復 km	366日	17485回		区域運行	①	地域間幹線系統である十和田観光電鉄の八戸線と、百石中央バス停にて接続	③

(注)

1. 区域運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域を記することとし、「系統キロ程」について記載を要しない。
2. 「系統キロ程」については、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。
3. 「再編特例措置」については、地域公共交通再編実施計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用(別表9)を受けて補助対象となる場合のみ「○」を記載する。
4. 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行の別を記載すること。
5. 「接続する補助対象地域間幹線系統等と接続確保策」については、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークと、どのように接続を確保するかについて記載する。
6. 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者(地域内フィーダー系統)

令和7年度

市区町村	運行予定者名	運行系統名 (申請番号)	運行系統			系統 キロ程	計画 運行 日数	計画 運行 回数	再 編 特 例 措 置	地域内フィーダー系統の基準適合 (別表7及び別表9)			
			起点	経由地	終点					運行態様の 別	基準口で 該当する 要件	接続する補助対象 地域間幹線系統等 との接続確保策	基準二で該 当する要件 (別表7のみ)
おいらせ町	岩手県北自動車株式会社	(1) 北線	向山駅西口	イオンモール下田	おいらせ病院前	(往路) 27.0km	365日	182.5回		路線定期運行	①	地域間幹線系統である十和田観光電鉄の八戸線と、百石中央バス停にて接続	③
	岩手県北自動車株式会社	(2) 北線	向山駅西口	イオンモール下田	石田温泉病院前	(復路) 28.2km	243日	121.5回		路線定期運行	①	地域間幹線系統である十和田観光電鉄の八戸線と、百石中央バス停にて接続	③
	岩手県北自動車株式会社	(3) 市街地循環線	イオンモール下田	下田駅前・百石中央	イオンモール下田	(循環) 18.7km	365日	1,460.0回	○	路線定期運行	①	地域間幹線系統である十和田観光電鉄の八戸線と、百石中央バス停にて接続	
	岩手県北自動車株式会社	(4) 市街地循環線	イオンモール下田	下田駅前	イオンモール下田	(循環) 7.7km	365日	1,095.0回	○	路線定期運行	①	地域間幹線系統である十和田観光電鉄の八戸線と、下田駅前バス停にて接続	
	三八五交通株式会社 富岡 良彦 有限会社円徳タクシー	(5) おいらバス			おいらせ町全域	往 km 復 km	365日	17407回		区域運行	①	地域間幹線系統である十和田観光電鉄の八戸線と、百石中央バス停にて接続	③

(注)

1. 区域運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域を記することとし、「系統キロ程」について記載を要しない。
2. 「系統キロ程」については、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。
3. 「再編特例措置」については、地域公共交通再編実施計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用(別表9)を受けて補助対象となる場合のみ「○」を記載する。
4. 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行の別を記載すること。
5. 「接続する補助対象地域間幹線系統等と接続確保策」については、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークと、どのように接続を確保するかについて記載する。
6. 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者(地域内フィーダー系統)

令和8年度

市区町村	運行予定者名	運行系統名 (申請番号)	運行系統			系統 キロ程	計画 運行 日数	計画 運行 回数	再 編 特 例 措 置	地域内フィーダー系統の基準適合 (別表7及び別表9)			
			起点	経由地	終点					運行態様の 別	基準口で 該当する 要件	接続する補助対象 地域間幹線系統等 との接続確保策	基準二で該 当する要件 (別表7のみ)
おいらせ町	岩手県北自動車株式会社	(1) 北線	向山駅西口	イオンモール下田	おいらせ病院前	(往路) 27.0km	365日	182.5回		路線定期運行	①	地域間幹線系統である十和田観光電鉄の八戸線と、百石中央バス停にて接続	③
	岩手県北自動車株式会社	(2) 北線	向山駅西口	イオンモール下田	石田温泉病院前	(復路) 28.2km	243日	121.5回		路線定期運行	①	地域間幹線系統である十和田観光電鉄の八戸線と、百石中央バス停にて接続	③
	岩手県北自動車株式会社	(3) 市街地循環線	イオンモール下田	下田駅前・百石中央	イオンモール下田	(循環) 18.7km	365日	1,460.0回	○	路線定期運行	①	地域間幹線系統である十和田観光電鉄の八戸線と、百石中央バス停にて接続	
	岩手県北自動車株式会社	(4) 市街地循環線	イオンモール下田	下田駅前	イオンモール下田	(循環) 7.7km	365日	1,095.0回	○	路線定期運行	①	地域間幹線系統である十和田観光電鉄の八戸線と、下田駅前バス停にて接続	
	三八五交通株式会社 富岡良彦 有限会社円徳タクシー	(5) おいらバス			おいらせ町全域	往 km 復 km	365日	17407回		区域運行	①	地域間幹線系統である十和田観光電鉄の八戸線と、百石中央バス停にて接続	③

(注)

1. 区域運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域を記することとし、「系統キロ程」について記載を要しない。
2. 「系統キロ程」については、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。
3. 「再編特例措置」については、地域公共交通再編実施計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用(別表9)を受けて補助対象となる場合のみ「○」を記載する。
4. 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行の別を記載すること。
5. 「接続する補助対象地域間幹線系統等と接続確保策」については、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークと、どのように接続を確保するかについて記載する。
6. 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。

表5 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要

市区町村名	おいらせ町
-------	-------

(単位:人)

	人口
人口集中地区以外	24,273
交通不便地域	

交通不便地域の内訳

人口	対象地区	根拠法

地域公共交通計画、地域公共交通利便増進実施計画の策定年月日及び算定式適用開始年度

計画名	策定年月日	算定式適用開始年度
八戸圏域地域公共交通計画	令和5年3月28日	令和4年度(2022年度)
八戸圏域地域公共交通利便増進実施計画	平成31年3月20日 令和2年3月12日 変更認定 令和3年3月24日 変更認定 令和4年3月25日 変更認定 令和5年3月28日 変更認定	令和4年度(2022年度)

(1) 記載要領

1. 人口は最新の国勢調査結果を基に記載すること。ただし、地方運輸局長等が指定する交通不便地域の場合は、申請する年度の前年度の3月末現在の住民基本台帳を基に記載すること。
※なお、実施要領等で別に定める場合は、それによること。
2. 「人口集中地区以外」の欄は、国勢調査結果により設定された人口集中地区に該当しない地区の人口を記載すること。
3. 「交通不便地域」の欄は、地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱(以下、「交付要綱」という。)の別表7(口②(1))に記載のある過疎地域の人口及び交付要綱別表7(口②(2)(実施要領の2.(1)⑭))に基づき地方運輸局長等が指定する交通不便地域の人口の合計(重複する場合を除く)を記載すること。
4. 「対象地区」の欄には、当該市町村の一部が上記3. に掲げる法律(根拠法)に基づき地域指定されている場合に、根拠法ごとに当該区域の旧市町村名等を記載すること。また、地方運輸局長等が指定する交通不便地域が存在する場合には、該当する区域名を記載すること。
5. 「根拠法」の欄は、交通不便地域を地方運輸局長等が指定した場合は、「局長指定」と記載すること。

(2) 添付書類

1. 人口集中地区以外の地区及び交通不便地域の区分が分かる地図
(ただし、全域が交通不便地域となる場合には省略可)